

## 酒田市食育・地産地消推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の食育・地産地消及び6次産業化の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、酒田市食育・地産地消推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 食育・地産地消推進計画及び6次産業化推進戦略の策定に関すること。
- (2) 食育・地産地消及び6次産業化に関する制度、施策の実施に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織及び構成)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる団体等から推薦のあった者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員長は必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会員は委員長の指名による。

(幹事会)

第6条 委員会を円滑に推進するために幹事会を置き、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は農政課長とする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長とする。
- 4 幹事長が必要と認めた場合は、幹事以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産部農政課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	所属団体名	分野
委員長	東北公益文科大学	有識者
委員	酒田市小学校長会	教 育 保 育
委員	酒田市中学校長会	
委員	飽海地区高等学校長会	
委員	酒田地区私立幼稚園・認定こども園連合会	
委員	酒田市法人保育園・認定こども園協議会	
委員	酒田市公立保育園	
委員	酒田飽海PTA連合会	
委員	酒田地区医師会十全堂	
委員	酒田地区歯科医師会	
委員	酒田市食生活改善推進協議会	
委員	山形県栄養士会酒田地区会	
委員	酒田市社会福祉協議会	食文化
委員	食の都庄内親善大使	
委員	酒田商工会議所	商 業
委員	酒田ふれあい商工会	
委員	酒田金融協会	金融機関
委員	庄内みどり農業協同組合	生 産
委員	酒田市袖浦農業協同組合	
委員	山形県漁業協同組合	
委員	酒田市認定農業者会議	
委員	すくすくあぐりネット	
委員	酒田市グリーン・ツーリズム推進協議会	
委員	酒田観光物産協会	観 光
委員	酒田市健康福祉部	市
副委員長	酒田市農林水産部	
委員	酒田市地域創生部	
委員	酒田市教育委員会	

別表第2（第6条関係）

区分	役職名
幹事長	酒田市農林水産部農政課長
幹事	酒田市企画部企画調整課長
幹事	酒田市健康福祉部介護保険課長
幹事	酒田市健康福祉部子育て支援課長
幹事	酒田市健康福祉部健康課長
幹事	酒田市地域創生部交流観光課長
幹事	酒田市地域創生部商工港湾課長
幹事	酒田市農林水産部農林水産課長
幹事	酒田市農業委員会事務局長
幹事	酒田市教育委員会企画管理課長
幹事	酒田市教育委員会学校教育課長
幹事	酒田市教育委員会社会教育文化課長